

都道府県
各指定都市 高齢者保健福祉所管課 御中
中核市

厚生省老人保健福祉局計画課

「高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱」の一部訂正について

標記については、平成12年9月27日老発第655号「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」により通知したところですが、一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

正	<p>7 職員の配置等</p> <p>(1) 通所介護事業に従事する職員のほか、居住部門の利用人員に応じて、次に掲げる生活援助員を配置するものとする。</p> <p>ア 利用人員5名以下の施設 常勤1名</p> <p>イ 利用人員6名以上10名以下の施設 常勤1名、非常勤1名</p> <p>ウ 利用人員11名以上の施設 常勤2名、非常勤1名</p>
誤	<p>7 職員の配置等</p> <p>(1) 通所介護事業に従事する職員のほか、居住部門の利用定員に応じて、次に掲げる生活援助員を配置するものとする。</p> <p>ア 利用定員5名以下の施設 常勤1名</p> <p>イ 利用定員6名以上10名以下の施設 常勤1名、非常勤1名</p> <p>ウ 利用定員11名以上の施設 常勤2名、非常勤1名</p>

ービス及び保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続きの援助等を行うこと。

- (4) 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のため場の提供等を行うこと。

6 利用定員

居住部門の利用定員は、おおむね10人程度とする。ただし、20人を限度とする。

7 職員の配置等

- (1) 通所介護事業に従事する職員のほか、居住部門の利用人員に応じて、次に掲げる生活援助員を配置するものとする。

ア 利用人員5名以下の施設	常勤1名
イ 利用人員6名以上10名以下の施設	常勤1名、非常勤1名
ウ 利用人員11名以上の施設	常勤2名、非常勤1名

また、夜間帯については、宿直体制をとるものとする。

ただし、既に事業を実施している施設であって、職員の増員が困難な場合にあつては、当面の間、従前の取り扱いにより事業を実施することができるものとする。この場合であっても、極力早期に職員の増員に努めるものとする。

なお、利用人員は、当該年度の前年度の平均を用いることとするが、新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した場合など、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用人員を推定するものとする。

- (2) 生活援助員は、指定通所介護事業所の職員の協力を得て、5の(2)、(3)及び(4)に定める事業を行うほか、居住部門の管理を行うものとする。
- (3) なお、生活援助員は原則として、ホームヘルパー養成研修等一定の研修を受講するものとする。

8 利用者の決定

市町村長は、利用対象者から居住部門についての事業の利用申請があ